

# 平成26年12月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成26年12月19日 金曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室長	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
産業振興課長			
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

日程第1	委員長報告	川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	総務厚生 委員長報告
日程第2	委員長報告	公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町 教 大崎自然公園）	産業建設文 委員長報告
日程第3	委員長報告	公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町 大崎保養・宿泊施設）	〃
日程第4	委員長報告	公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町 大崎温泉施設）	〃
日程第5	委員長報告	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の 拡充に関する請願	総務厚生 委員長報告
日程第6	委員長報告	消費税10%増税を中止する意見書提出に ついての請願	〃
日程第7	意見案第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める 教 意見書	産業建設文 委員長
日程第8	意見案第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の 拡充を求める意見書	総務厚生 委員長
日程第9	委員長報告	総務厚生委員会調査報告 員	総務厚生委 長

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。

**議 長** ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての総務厚生委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** おはようございます。総務厚生委員会付託審査報告を行います。

総務厚生委員会に12月10日に付託された議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査結果について報告します。

この審査結果については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容について、その報告書を読み上げることにいたします。

平成26年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、議案第58号、件名、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、審査の結果、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成26年12月11日、17日。(2) 審査場所、第3委員会室。(3) 出席者、三岳、波戸、竹村、福田、田崎、小田、森田各委員、議長、事務局長。(4) 欠席者、なし。(5) 説明者、山口副町長、成富健康推進課長、宮脇国保年金係長。(6) 傍聴者、村井達

己議員。

## 2、審査内容。

質疑、今回の改定で基金繰入金はどのようになるのか。

答弁、平成27年度は国民健康保険税が1千万円増加し、基金を2千万円取り崩すところを1千万円にしたいということである。

質疑、本町の適正な基金額はいくらなのか。

答弁、過去3年間、保険給付費の3ヵ月相当分を積み立てておくようにという指導がある。平成28年度末には5,700万円の保有であるため、その分、安定した経営ができるのではないかと考えている。

質疑、来年度以降の基金の取り崩しというのは、抑えるべきという判断も出てくるが。

答弁、基本的には基金を取り崩さない方向で運営しなければいけない。現実的には難しい。

質疑、改定後は県内でどのぐらいの位置になるのか。

答弁、今提案している分では、モデル保険料が35万200円になる。県内で高い方から7番目となる。

質疑、「財政上の構造問題の解決が図られることを前提に」とあるが、具体的にはどのような状況を前提に計画しているのか。

答弁、国民健康保険に対する財政支援の拡充等により抜本的な財政基盤の強化を図る。市町村でも国保財政はひっ迫しており、それを解決しなければ広域化は無理である。

## 3、審査の結果。

(1) 議案第58号「川棚町国民健康保険税の一部を改正する条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

## 4、委員会の意見。

国民健康保険事業においては、加入世帯数、被保険者数は年々減少し、歳入は国民健康保険税収入の減少が続いており、一方、歳出は医療給付費が年々増加している現状である。

また、加入世帯2,316世帯のうち、所得区分で見ると所得なしから200万円未満の世帯が2,068世帯で、全世帯の89%を占めている。

事業の運営にあたっては、医療給付費の抑制や国民健康保険税の収納対策に努力しているが、現実には歳入不足のため財政調整基金からの繰り入れに依存した運営となっている。

これまでは、国の指導により平成29年度広域化に向けた基金取り崩しによる運営を続けてきた。しかし、国の指導が基金については、保有する方向に転換された。

また、財政調整基金は、突発的な流行性の病気や自然災害による医療費への備えとしてある程度確保しておく必要がある。今回の改定においては、財源不足を財政調整基金の取り崩しと税率の改定により、財源の確保を図るためのものであり、財政状況を考慮するとやむを得ないと判断する。

今回の改定と事業運営の現状をわかりやすく町民に周知し、十分な理解と協力を得られるよう努めることを望む。以上であります。

**議 長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 一カ所だけですけど、2番の審査内容の二つ目の質疑、答弁のところの答弁ですが、過去3年間というのは、どこの言葉にかかるのかというのが一点です。というのは、過去3年間指導があるというふうなかかり方になるんだと思うんですが、その3ヵ月相当分を積み立てておくという指導が3年間だけだったのかなというのがちょっと疑問的に思われるのと、それからこの金額の関係ですが、保険給付費の3ヵ月分というのは、5,700万円ではないのではないかな。もっと大きな数字ではなからうかと思うのですが、そのへんの関係はどのようになっているんでしょうか。

**総務厚生委員長** 田口議員が質問された過去3年間というのはですね、次の保険給付に係ってまいります。過去3年間の保険給付費を平均した3ヵ月相当分ということでご理解をいただきたいと思います。

5,700万円というのはですね、確かに言われるように月額になおしますとですね、1億ぐらいになるかと思います。そういった中での5,700万円というのは、少ない金額になろうかと思います。過去にはですね、一番ピークのときに基金は3億8千万円ぐらいあったと思います。それを年々取り崩しておりますので、28年度末には5,700万円ということで予定をされております。

**1 4 番 久 保 田** 質疑、答弁の4つ目ですね。ここのモデル保険料が35万20

0円になると。ここの部分で見れば、モデルの所得というのは150万円ということになると思います。150万円の人が年収で、35万200円というのが月給の何ヵ月分にあたるというところまで計算されましたか。

**総務厚生委員長** 行政からの資料によりますとですね、このモデル保険の条件としましては、所得を150万円、固定資産税が6万円、そして被保険者数が3人というかたちで試算をされております。

**14番久保田** いわゆる所得150万円、モデルはここは分かります。その年収がいくらだという計算が分かりますか。そして、年収に対する35万200円というのが、月給の何ヵ月分にあると計算されましたか。

**総務厚生委員長** 所得の150万円というのは、収入で見ますとですね、いろんな収入の形態があるかと思いますが。ですから、収入がいくらだからというのはですね確認をしております。

**議 長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、討論を行います。

委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**14番久保田** 議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、資料によりますと、本町の国保世帯の89%が所得200万円以下の世帯となっています。平成24年度と比較すれば上げ幅はゆるやかではありますが、ここにあるモデル世帯で計算してみますと、今言われたように、今回の改正で35万200円となります。所得150万円というのは、収入240万円、月収20万円となります。1.78ヵ月分が国保税ということになります。国保世帯の家計を圧迫することは分かります。また国保世帯は国民年金を年間36万円以上納めることになり、ここにあるモデル世帯では国保税と年金で72万円になり、年収の30%を占めることとなります。本町の国保税滞納世帯は加入世帯の16%と、県内でも6番目、8町の中で見ると2番目の高さになっています。これ以上、値上げは国保世帯にとって大きな痛みを伴います。私たちが取り組んだアンケートの結果でも、町に望むことは国保税の引き下げと3割以上の方が望まれています。これ以上の負

担は我慢できない状況であります。

1989年代には約50%あった国保総収入に占める国庫負担割合は25%以下に激減しました。住民と自治体に負担と犠牲を押し付け、国保の危機的状況に追い込んできた国の責任は許されません。ただちに国庫負担を元に戻すことを求めるべきとして反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**4 番 堀 田** 議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に賛成の討論をいたします。

財政状況と国民健康保険制度の維持のための税率改定は避けられない状況を考えて、適切な処置であると理解します。また、行政におかれましては、健全財政の維持と疾病予防にさらなる努力をお願いしまして、議案第58号に賛成をいたします。

**議 長** 他に討論はありませんか、よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数です。したがって議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:17)

**議 長** 次に、日程第2、議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から、日程第4、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」を、川棚町議会会議規則第37条の規定より一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

**産業建設文教委員長** おはようございます。産業建設文教委員会付託審査報告を行います。

産業建設文教委員会に12月10日に付託された議案第60号「公の施設

の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」、議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」の審査結果について報告します。この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容についてその報告書を読み上げ報告といたします。

平成26年12月15日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員長山口隆。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」、原案可決すべきものと決定。

議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」、原案可決すべきものと決定。

議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」、原案可決すべきものと決定。

産業建設文教委員会委員長報告。議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」、議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」及び議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」の産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

（1）審査期日、平成26年12月12日、15日。（2）審査場所、第1委員会室、第3委員会室。（3）出席者、委員全員、議長、事務局書記。（4）欠席者、朝長委員（12日）。（5）説明者、町長、副町長、産業振興課長、商工観光係長。（6）傍聴者、福田議員、小田議員、森田議員。

#### 2、審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

質疑、指定管理者を公募でなく、指名したのはなぜか。

答弁、本町の条例は、「地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体があつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という）

にこれを行わせる。」となっており、公募の要件は入っていない。

質疑、条例を非公募型にしたのはなぜか。

答弁、現在の観光施設は、起債償還の問題もあり、公募にはなじまない。起債の償還が終われば状況も変わると思われる。

質疑、前は、なぜ公募したのか。

答弁、前は、役場庁舎内に次期指定管理者として指名を受けたい団体を募集する文書を掲示したものである。

質疑、指定管理者として、川棚町観光協会を指定したのはなぜか。

答弁、現在までの川棚町観光協会の活動実績から指定した。観光協会から提出された申請書（事業計画、収支予算書（案））を基に適正な管理が可能か審査委員会で審査し、適正であると判断した。

質疑、審査基準は。

答弁、「川棚町大崎自然公園設置条例」、「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例」及び「川棚町大崎温泉施設設置条例」の指定管理者の基準に基づき審査した。

質疑、海水浴場の入場者が減少しているが、今後どのようにするのか。

答弁、マリンスポーツ事業を展開しているが海水浴客は減少している。今後も増加は見込めないが、町としては海水浴場を残すべきと考えている。

質疑、マリンスポーツ事業は、どのような位置づけか。

答弁、観光協会がパフォーマンスグループチームAに業務委託をし、展開されている。施設使用料として観光協会が月に5万円受け入れている契約になっている。

質疑、事業計画に大崎自然公園の緑化管理協力金として車1台につき100円程度いただくことが、今後の課題とあるがどのような考えか。

答弁、ゲート（自動改札方式）の設置に500万円程度かかる。また、入場料を徴収することにより、入場者の減少につながる可能性があり難しい。

質疑、緑化管理協力金の募金箱等の設置は考えられないか。

答弁、設置場所、盗難防止等も考える必要がある。

質疑、大崎キャンプ場の入場料収入が減少しているが。

答弁、団塊ジュニア世代のアウトドア離れや人口減と思われる。

質疑、従来の調定納付金が、今回は協定納付金となっているが。

答弁、役場の会計で調定の用語を使用していたので調定納付金としていたが、指定管理者と協定をむすぶことにより生じる納付金であるので協定納付金が適切である。

質疑、事業計画書による5年間の収支予算（案）では、協定納付金が年々減少しているが、増加するよう努力はできないのか。

答弁、ヒアリングでも努力するよう申し入れた。町内業者からの仕入れなどで経費がかさみ、収益のみを考えられないところもある。また、平成26年4月の消費税増税の時、観光協会から3%アップの申し出があったが、条例に「低廉で清潔な保養・宿泊施設を設置する」とあるため町が経営努力をするよう求めた。

質疑、修繕引当金の留保とは何か。

答弁、余剰金の中から、「くじゃく荘」「しおさいの湯」の1施設につき500万円を限度として留保するものである。突発的な緊急性の高い20万円以上の事項に対応するためのものであり、逐一報告させる。

なお、観光協会の事業計画書では「くじゃく荘」が300万円、「しおさいの湯」が200万円になっている。

質疑、観光協会を指定することにより、協定納付金の納付が見込まれるとの説明であった。事業計画書では年々減少しているが、どのように判断したのか。

答弁、消費税増税時に料金の値上げはしていないので、料金等の値上げの可能性はある。額は減少しているが協定納付金の納付は見込まれると判断した。

質疑、「しおさいの湯」の入浴料の値上げを検討しているのか。

答弁、「しおさいの湯」の運営は大変厳しい。平成26年度の消費税増税の時に、町の要望で値上げしていない。平成29年度に10%値上げを検討している。

質疑、値上げにより入場者の減少にならないのか。

答弁、他町の温泉施設はすでに値上げしており、入場者の減少はないと考えている。

質疑、「しおさいの湯健康いきいき利用券」は、今後も継続されることを前提としているのか。

答弁、継続されることを前提とした事業計画書となっている。

質疑、大学との連携による観光の研究成果の報告がなされたが、どのように活かされるのか。

答弁、産業振興課で観光協会に提案する総括的な内容を検討中である。

以上で質疑を終了し、議案ごとに、討論、採決を行った。

### 3、審査の結果。

(1) 議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」は、討論はなく全会一致で可決すべきものと決定した。

(2) 議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」は、討論はなく全会一致で可決すべきものと決定した。

議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は、討論はなく全会一致で可決すべきものと決定した。

### 4、委員会としての意見。

①大崎観光施設については、町民共有の財産と捉え、行政と観光協会が密接な連携をとり、本町の観光振興につながるよう努められたい。

②今回の指定管理では、運営資金貸付条例、修繕引当金など運営条件が整えられた。今まで以上に収益が上がるよう努められたい。

③大学との連携による観光の研究成果を、本町の観光振興に活かすよう努められたい。

④指定管理者の指定については、公募や民間経営の手法の導入等も含め、指定管理者制度の在り方を検討されたい。以上です。

**議 長** これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

### **8 番 波 戸** 大崎自然公園事業についてちょっとお尋ねします。

今、マリンスポーツの方をパフォーマンスグループチームAに業務委託とありますけれども、マリンスポーツさんとの契約はどのようになっているのかお尋ねします。例えばですね、売り上げが上がらずに今後撤退したいなどの要望があった場合には、どのように対応していくのか、そのへんをお尋ねいたします。

**産業建設文教委員長** 委員長報告で申し上げましたとおり、月5万円の施設使用料をいただくと、その中に収益が上がった云々という条件は入っておりません。以上です。

**8 番 波 戸** 例えば、業績が上がらずに今年度で撤退したいという業者からの要望があった場合は、それはそれでどうなるのかお尋ねします。

**産業建設文教委員長** 現在の契約は、平成29年度までとなっておるようでございますので、その間は現在の契約がそのまま継続されると、その後は検討されるんじゃないかと、そういうふうな方向だと思っております。

**1 3 番 森 田** 観光事業はですね、町長の重大な公約なんですよ。この中にですね、県立大学、国際大学に依頼して観光の再興の施策を提言、諮問しておいたんですね。この委員長報告によると、まだ検討中であるというふうを書いてあるんですよ。実際にはですね、もうすでに一昨昨年終わっておるのにですね、方策が検討中であるということなんですが、まだずっと検討しているのかということですが、具体的に何か方策の発表とか、事業の意向とか、そういうことはあっておりませんか。

**産業建設文教委員長** 県立大学と国際大学と連携して、川棚町観光施設調査研究連携事業ですか、24年度で終わりました、25年度に報告がなされているようでございますが、その中でですね、取組めるものとして、現在は実施した部分もあると。いわゆる主な項目でいけばですね、県立大学関係でいけば、周遊パンフレット等の作成及び配布、それからスポーツ合宿プランの増勢、ルート205沿い東彼杵町境の看板のリニューアル、それから大崎線公園案内板の整備、それから国際大学につきましたはですね、昨年度ぐらいかから実施されております食のイベント、川棚町いい肉日本一フェアの開催、これは今年の11月です。それから手ぶらでバーベキューという開催が今年の3月、それからマリンスポーツの営業開始、今年の7月から、虚空蔵登山トレッキングツアーの実施、これも26年5月からです。それからハウステンボスとの連携ということで協議連携をされております。ノルディックウォーキング体験会の開催、今年の5月と。部分的にはできるものも実施されているようでございますが、それ以外の総括的な部分をどのように提案するかというのが、現在、課内で協議中であるということでございます。

**5 番 三 岳** 今のに関連してですね、少なくともこれから5年間ですね、指定管理をしようというところですよ。そういった中で先ほどから出ていますように、町長が言われた観光事業の立て直しということで調査を依頼してですね、報告がなされているわけですね。そういったものですよ、今回、

なぜ盛り込まれなかったのかですね、そのへん行政の方から説明があっておりますか。

**産業建設文教委員長** この部分についてはですね、いわゆる細かい報告はあってございません。委員会の中で審査したのは、指定管理者を指定する手続きが正規であったかどうかを中心に行う中で、観光協会がどのような条件を持ってきたのかと、その点を中心に審査を行い、先ほど申し上げた大学との連携の分については委員会の質疑に答えられたものでございまして、今後5年間という点については、大学の分がどうあるべきということは審査の中では審査をいたしております。以上です。

**1 3 番 森田** くじゃく荘が、あと2年で償還が終わるんだろうと思っておりますね。それからしおさいの湯が、あと10年近くいくんじゃないかと思っております。委員長報告の中にですね、償還が終わった時点でどうこうという表現があるんですが、指定をすればですね、5年間は動きませんからね、償還が終わった時点で、あるいは次の指定期間が切れるあたりでということで考えられるんですけども、委員会審査では当然指定期間のことしか審査していないと思うんですが、その中の流れを、もし議論があつておれば、可能な範囲で説明していただきたいと思います。

**産業建設文教委員長** 今、森田議員から指摘がありましたとおり、くじゃく荘につきましては平成29年度で償還が終了いたします。しおさいの湯は、平成36年度で償還が終わる予定でございます。ただこの中でですね、平成29年度にくじゃく荘の起債が終了すると、そういった中で、今度の指定の場合には償還が終わっていませんので、公募の在り方その他は検討されておりますが、この5年間の間に公益部門、いわゆる自然公園ですね、この部分と、収益部門、いわゆるくじゃく荘としおさいの湯、この部分を部分的にどうやっていくかというのをこの5年間で検討されるということでございます。

**1 1 番 小田** 大崎自然公園の件でお尋ねしたいんですけども、のんぽか山とアスレチック場、この場所の再開発についての検討などはされているのかお尋ねいたします。

**産業建設文教委員長** のんぽか山等についてはですね、現在も新しく設備投資することは考えていないと。ただ荒れないように雑草等の草刈は毎年やって、

管理をしているということでございます。

**3 番 福 田** 委員会の意見の最後の方に、民間経営の手法の導入を求めておられます。こういったものを意図されておられるのかお聞きしたいと思えます。

**産業建設文教委員長** やはり現在はですね、昭和44年にくじゃく荘ができて以来、すべて委託管理が観光協会がこのとき設立されているようでございます。その後、平成16年に指定管理者制度になったときも、すべて観光協会ということで、端的に言えば一法人独占のかたちでくじゃく荘ができて以来管理されていると。そういったところで、競争原理ですね、そういった部分も導入するとしていただいでですね、いわゆる公募その他、検討していただきたいと、そういう考えで出しました。

**5 番 三 岳** この協定納付金という名前に変わっておりますがね、1,300万円ほどだったと思うんですね。そういったものがずっと5年間減少していったらと。そしてなおかつですね、しおさいの湯の健康いきいき利用券は今後も継続すると。これは500万円ぐらいだったと。実質的には7割ぐらいみればいいんですかね。そういった中で、減っていく、じゃあ逆に観光施設というのは、町民の健康保持とかそういったもので収益等はまったく考えないという、逆に言えばそういったスタンスになるのかなと受け止めてしまうんですね。ですから、1,300万円あった調定納付金がなぜ年々減少していくかと。そこには修繕引当金を今後計上するとかそういったものがあります。ただ民間でこれを考えますとね、減価償却等をしていったら、ほとんどそっちに消えてしまうんですね。そういったものをですね、町が今まではそういった改修、修繕等についてはですね、今までやってきていた中で、調定納付金が納付されていたというふうに思うんですが、今後ですね、そういう引当金、ましてや町のしおさいの利用券等を使いながら経営をしていて、それだけしか調定納付金が納められないというのは、私はもう少し観光客の減少があるということもありますけれどもですね、そういったものについては、もう少し経営努力と言いますか、利用客を増やす方策というのを独自で考えて、少なくとも今の調定納付金を大幅に減らさないような、そういった経営をするべきじゃないかと思うんですが、その点については委員会としてお尋ねになっておりますか。

**産業建設文教委員長** 協定納付金はですね、観光協会から出された収支計画書

でいけば、現在のやり方でいけばですね、正直申し上げまして5年後、31年度にはくじゃく荘は138万円ぐらいあります。それからしおさいの湯が5年後が193万円というかたちで、現在の1,200、1,300万円からいけば、3分の1から4分の1ぐらいだろうと。ただこれがすべてこういう結果かと言えはですね、現在、委員長報告でも申し上げましたが、いわゆる消費税増税分、これをすべて観光協会が身銭を切っているというのが適切かどうかわかりませんが、その分がすべて観光客の負担になっていないと。ちなみに消費税の分が、25年度から26年度、これは8%に上がっております。これをそのまま観光協会で見っておりますので、この負担額が200万円、概算で。それから消費税10%になりましたら、これに加算されることが、あと80万円程度の負担増になると。これがくじゃく荘の分でございます。

しおさいの湯も同様でございます、しおさいの湯も消費税の影響による負担増の分が200万円、26年度が200万円の増でございます。それから27年度に消費税が10%に上がれば、いわゆる60万円の負担増になるということで、消費税の分が単純に考えましたら、くじゃく荘、しおさいの湯で500万円から600万円ぐらい負担増になってくるんじゃないかということで、その分を将来そのままにするのかという質問をいたしましたら、将来的には値上げを検討せざるを得ないという判断でございます。そして、観光客の増加というのは、突発的には見込めないだろうと。そういう中でも大学からの連携の提言等を活かしながら努力したいと、そういうふうな回答でございます。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」に係る委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:47)

**議 長** 次に議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**8 番 波 戸** 指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）について、反対討論を行います。

事業計画の参考資料ですが、今回初めて指定管理を受ける管理者の計画書というのであれば理解できるところもありますけれども、3回目の指定管理を受ける事業計画としては、各項目の最後には「図ります」「努めていきます」「取り組みます」などが書いてありますが、現在まで運営してきた中で、これは当然取り組んでいるものであって、これまでの運営経験を活かした今後の事業計画としては、事業内容の具体性に欠け、また健全運営を考えた場合、不十分だと判断して反対いたします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 3 番 森 田** 先ほど私は委員長に質問しましたが、くじゃく荘会計はですね、

後2年で償還を迎えます。起債の償還を迎えて、フリーになると言ったらおかしいんですけども、その中であってですね、事業計画、収支計画を見ているとですね、協定納付金の金額が減少することによって、多少不安を感じますが、これは社会不安とか経済不安でですね、そういうことで現実的に起こっているんであって、これが観光協会に委託して指定したときにですね、これが十分健全に運営していこうとということが見えるわけですね。そういふことによって、私はこの計画書を納得して賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言を許します。賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:51)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:52)

**議 長** 次に、日程第5、請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託審査報告を行います。

総務厚生委員会に12月10日に付託された請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」の審査結果について報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第94条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容についてその報告書を読み上げ報告します。

平成26年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。

1、受理番号。請願第2号。

2、付託審査年月日。平成26年12月10日。

3、件名。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日。平成26年12月11日、17日。

(2) 審査場所。第3委員会室。

(3) 出席者。三岳、波戸、竹村、福田、田崎、小田、森田各委員、議長、事務局長。

(4) 欠席者。なし。

(5) 説明者。紹介議員、久保田議員。

(6) 傍聴者。なし。

2、審査内容。

12月11日、紹介議員に対する主な質疑。

質疑、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準とあるが、どの範囲か。

答弁、1級は、肝臓の機能障害により日常生活がほとんど不可能な者で、2級は、やや日常生活に支障をきたした者である。

質疑、肝炎患者に対して早期治療ができるような医療費助成制度を創設してほしいということか。

答弁、医療費助成制度を受けるためには、医師の判断が必要であり、その認定基準も高い。

質疑、アルコールなどで肝硬変になった人は含まないのか。

答弁、あくまでもウイルス性肝炎の患者に対するものであり、アルコールなどが原因のものではない。

3、討議の主な内容。

ウイルス性肝炎患者の実態として、障害者手帳がなかなか1級、2級に認定されない状況と高額な医療費負担となっている。

認定基準の緩和を要望する部分については、理解できる。

4、審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、なし。

討論を終結し、採決の結果、請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」は、反対はなく全会一致で採択とすべきものと決定とした。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」にかかる委員長の報告は、採択とすべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすべきものと決定です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって請願第2号「ウイルス性肝炎患者に

対する医療費助成の拡充に関する請願」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

( 1 0 : 5 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 0 : 5 9 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 6、請願第 4 号「消費税 1 0 % 増税を中止する意見書提出についての請願」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託審査報告を行います。

総務厚生委員会に 1 2 月 1 0 日に付託された請願第 4 号「消費税 1 0 % 増税を中止する意見書提出についての請願」の審査結果について報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第 9 4 条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容について報告書を読み上げ報告いたします。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。記。

- 1、受理番号。請願第 4 号。
- 2、付託年月日。平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日。
- 3、件名。消費税 1 0 % 増税を中止する意見書提出についての請願。
- 4、審査の結果。不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第 4 号「消費税 1 0 % 増税を中止する意見書提出についての請願」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

- 1、審査の経過。

(1) 審査期日。平成26年12月11日、17日。

(2) 審査場所。第3委員会室。

(3) 出席者。三岳、波戸、竹村、福田、田崎、小田、森田各委員、議長、事務局長。

(4) 欠席者。なし。

(5) 説明者。紹介議員、久保田議員。

(6) 傍聴者。朽原明浩。

## 2、審査内容。

12月11日、紹介議員に対する主な質疑。

質疑、この請願に対して賛成、反対は別にして、タイミング的に請願そのものが無意味になっているような気がするが。

答弁、時期がどうかということだが、これはいかなるときにも出すべきだと思う。

質疑、消費税を10%に上げない場合は、社会保障の政策が後退してしまうと思うが。

答弁、今までも3%、5%、8%と消費税を上げるときに、政府は必ず社会保障に充てると言っていたが実感がない。

質疑、「再増税延期が81%を占めた」とあるが、延期されれば増税も仕方ないという方が81%いるのではないか。

答弁、そういう解釈でいいと思う。生活がよくなったと感じる人がほとんどいない。これ以上上げられれば生活できないという声がたくさん聞かれる。

質疑、上がるのは嫌だがやむを得ないという意見について、どう思われるか。

答弁、社会保障のことも、子どもたちの将来も考えれば上げざるを得ないといいながら、今の生活が成り立たないという方も多くおられると思う。

## 3、討議の主な内容。

現行の消費税8%は容認したうえでの10%への増税中止ということだろう。消費税そのものについてはやむを得ないと思っておられるのだろう。

消費税税率の引き上げの前に、国家公務員などはもっと給与を減らせばよい。国会議員は企業から相当な献金を受けており、減額すればよい。格差が広がることは間違いないだろう。

4、審査の結果。

反対討論。税の公平負担は決まっている。我々が一議員として賛成したとしても国策を止めることは不可能である。請願の内容は納得できないものばかりであるため反対する。

賛成討論。なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願」は、賛成少数となり、不採択とすべきものと決定した。以上であります。

**議 長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

**14番久保田** 審査の結果のところ、請願の内容は納得できないものばかりであるという表現がありますが、先に示された請願内容のどこに納得できないものばかりという表現に値するのでしょうか。

**総務厚生委員長** ただいまのご質問であります。反対討論におきまして、この部分という発言はあっておりません。

**14番久保田** こういう表現というのは、請願者に対していかななものかと思えます。私は一生懸命出された請願者に対してこういう表現はすべきではないと思います。どう思われますか。

**総務厚生委員長** お答えいたします。このことにつきましてはですね、反対討論をされた委員が表現されておりますので、私の方から指摘はしておりません。

**14番久保田** 反対討論をされた委員の方が表現をされたからといって、委員長の権限と委員の方のみなさんの意向で、この文言は書かれたと思うんですね。委員の方の発言の責任になすりつけるのはおかしいんじゃないですか。

**総務厚生委員長** 委員会としましてはですね、このとりまとめを行いました。その中で発言者の言われた文言について、検討をしたわけですがけれども、そのまま記載をしたということになりますので、反対討論をされた委員がどのような趣旨かというのは、私の方では理解しておりません。

**議 長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

請願第4号に対し、これから討論を行います。

総務厚生委員長の報告は、不採択とすべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**1 4 番久保田** 請願第4号は、委員長報告で不採択とすべきと決定と報告されましたが、町内の中小業者の方々の多くの方達が8%に値上げされた時でさえ生活が成り立たない、事業が成り立たないと、多くの意見を聴いて回りました。中小業者の方々の切実な願いです。そして、多くの町民の方々も消費税10%への増税は止めてほしいと多くの方が願っていらっしゃいます。一人世帯でも子育て世帯でも、家族を多く持った世帯でも、今円安による物価の値上げと、そしてこの消費税とダブルパンチです。時期が悪いというように、適切ではないというふうにおっしゃっていますが、時期は尚早ではないと思いますし、この一議員が言っても国の国策は止めることは不可能であるとも書いてありますが、多くの自治体から反対の意見書を上げれば国を動かすことだってできると私は思っております。

そして、先ほど、私は感情的になりましたが、この表現がですね、請願者に対して、とても失礼な表現だと思っております。また、先の議案第58号で国保税の改正する条例が通りました。町民の方々は税金を納めるために働くように感じられると思います。よって私は、委員長の不採択すべきという決定に心から反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 2 番田口** 延期はされたものの、消費税を10%にするというのは、国の政策として、一応の方針として決まっている状況であります。しかもそれをもとに、子育て支援策の充実などが図られていくというふうな予定になっておりますので、消費税10%を中止というふうな意見書を出すことは適当ではないと私は思いますので、今回の委員会の審査結果に賛成いたします。

**議 長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 次に、賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願」の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。したがって、請願の採択について起立により採決いたします。

請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 起立少数です。したがって請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願」は、不採択とすることに決定いたしました。

(11:24)

**議 長** 次に、日程第7、意見案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

**産業建設文教委員長** ただいま議題となりました「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」につきましては、先の本会議において「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」が採択となりましたので、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、意見書案を産業建設文教委員会から提出するものであります。意見書案については、文書により議長宛提出をいたしており、お手元に配布されていると思いますので、その意見案を読み上げることにいたします。

平成26年12月15日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委員長山口隆。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案の提出について。上記の意見(案)を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見案第3号。義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)。

義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未

来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中では日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、なおかつその国庫負担率を2分の1に戻し、その趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年12月。長崎県川棚町議会。提出先、内閣総理大臣安倍晋三様、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

**議** 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 全員起立です。したがって意見案第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に送付することにいたします。

(11:30)

**議 長** 次に、日程第8、意見案第4号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

**総務厚生委員長** ただいま議題となりました「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」につきましては、先の「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」について、採択との結果を得ましたので、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものがあります。

意見書については、文書により議長宛に提出をしており、お手元に配布されておりますので、その意見案を読み上げることにいたします。

平成26年12月17日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、総務厚生委員会委員長三岳昇。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案の提出について。上記の意見書(案)を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見案第4号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)」。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350

万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるもので、そのことは、肝炎対策基本法などの法律でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルス減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定しているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。しかし、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者にとって、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充のため、次の事項について実現されるよう、強く要望する。

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月、長崎県川棚町議会。提出先は内閣総理大臣ほかであります。ここで衆議院議長というのが、現在決まっておりませんので、ここは削除をお願いしたいと思います。決定次第、新しくなられた議長に提出したいということでもあります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第4号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、意見案第4号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に送付することといたします。

( 1 1 : 3 8 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第9「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会調査報告を行います。

総務厚生委員会において、閉会中の継続調査を行ってきた自主防災組織、地域見守りネットワークに関する調査結果を報告します。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容について、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成26年12月17日、川棚町議会議長初手安幸様。提出者、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1、件名。自主防災組織及び地域見守りネットワークについて。

2、期日。平成25年7月9日～平成26年12月11日。

3、場所。第3委員会室。

4、出席者。委員全員、議長、事務局長、書記、総務課長、防災交通係長、住民福祉課長、社会福祉係長。

5、審査の経過と概要。

第1回委員会（平成25年7月9日）。

自主防災組織、地域見守りネットワークについて、課題点等の意見集約を委員間にて行った。

第2回委員会（平成25年7月31日）。

自主防災組織の各地区での立ち上げについて総務課より説明を受ける。

地域見守りネットワークの構築について住民福祉課より説明を受ける。

行政側での連携は充分とれているのか提言を行った。

第3回委員会（平成26年11月18日）。

自主防災組織の各地区での立ち上げ状況について総務課長より説明を受ける。

地域見守りネットワークの構築について住民福祉課より説明を受ける。

（自主防災組織についての主な質疑）。

質疑、各地区1自主防災組織という捉え方になるのか。

答弁、集合体で最終的には校区別、分団別など、考え方はいろいろあると思うが、まずは各地区に立ち上げるよう勧めている。

質疑、組織としては平島に4つあるのか。補助などはどうしているのか。

答弁、平島はひとつの組織である。1自主防災組織4地区で、1地区5万

円の補助であり、20万円となっている。

質疑、6地区については、組織として充分機能していると捉えていいのか。

答弁、それぞれの地区で総合防災訓練などを開いてもらっている。モデル地区としては自主防災の意味を考えてもらい活動されている。

質疑、平成26年の10地区はどの地区か。

答弁、地区は決めていない。予算を確保するために予定した。

質疑、地域見守りと自主防災を同時に立ち上げなければならないのか。

答弁、自主防災として立ち上げて、将来的に見守りネットワークにつなげていくことができればいいと思っている。

質疑、町内全地区に自主防災が立ち上がるのは。

答弁、目標としては、3年以内に全地区できればと思っている。

(地域見守りネットワークについての主な質疑)。

質疑、台帳はどこまで配られるのか。

答弁、現在は一覧表と地図を総代、老人クラブの支部長、愛育班、消防団に配布している。個人が載った台帳については、地区の民生委員、社会福祉係、総務課の防災担当、社会福祉協議会に保管している。

質疑、見守りネットワークの今後の見通しは。

答弁、平成28年度を目途に取り組んでいきたい。

質疑、見守りネットワークで活動されている方は。

答弁、見守る側は地区全員と思っている。

質疑、その他の登録者とは。

答弁、対象者は、高齢者、障害者以外に外国人、妊産婦、乳幼児などである。

質疑、現在の登録状況は。

答弁、高齢化率と障害者数でいくと少ないのではないかと思う。もう少し制度の浸透が必要だと思う。

第4回委員会（平成26年12月11日）。

委員会報告書の検討を行う。

第5回委員会（平成26年12月17日）。

委員会報告書の検討を行う。

6、まとめと意見。

自主防災組織について。

①平成25年度にはモデル地区（3組織6地区）を立ち上げ、順調に推移している。

②平成26年度に10地区を立ち上げる目標達成に努められたい。

③自主防災組織の立ち上げ・活動については、行政からの支援の充実を図られたい。

地域見守りネットワークについて。

①モデル地区を含め8地区での取り組みが開始され、順調に推移している。

②地域見守りネットワークの更なる周知に努め、安全・安心なまちの構築に今後も取り組まれたい。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

**1 5 番 山 口** 一点だけお尋ねしたいんですが、2ページの最後の質問ですね。

「高齢化率と障害者数でいくと少ないのではないかと思う。もう少し制度の浸透が必要だと思う。」とあるが、制度の浸透を図るために、今後どういふふうな施策をやっていくかという点は調査されなかったのかお尋ねしたいと思います。

**総務厚生委員長** ただいまのご質問でございますが、このことについてはですね、ここに記載してあるのは対象者からみるとですね、行政の方からみた対象者数ですね、そういったものから比較して少ないと。ただの、これは個人情報的なものもあるということですね、非常に浸透というのがどういふかたちで周知といふか、そういったものができるかについては検討されていると思いますが、その時点では質問をいたしておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。

川棚町議会会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他の

整理を要するものがあつた場合は、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

( 1 1 : 4 7 )

議 \_\_\_\_\_ 長 これを持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 2 6 年 1 2 月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 4 8 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_